

國學院大學學術情報リポジトリ

イングランドにおける陪審制度の展開(三)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000109

イングランドにおける陪審制度の展開（三）

捧

剛

はじめに

一 陪審の構成および陪審員資格

- 1 事実の提供者としての陪審（一二～一三世紀）
以上第三二巻第四号

- 2 事実の判断者としての陪審の登場―変化の兆し（一四世紀）

- (1) 書証の利用

- (2) 陪審の選出地域 以上第三三巻第四号

- (3) 書証に対する証人との関係

- (4) コロナ陪審の発展 以上本号

- (5) 告発陪審と審理陪審の分離

- (6) その他

- (7) まとめ

- 3 機能的二重性の存続

- 4 小 括

二 陪審処罰および陪審査問

- 三 まとめ

(3) 書証に対する証人との関係

前項で述べたように、書証と陪審との関係は、次のようなものであった。すなわち、陪審は事実の証明方法の一つであり、書証は事実に関する証拠の一つであるということである。つまり、書証で事実が証明できるのであれば、

陪審を召喚する必要は生じないが、書証が事実を証明できない場合には、事実の証明のために陪審が召喚され、陪審が斟酌する材料として、当該書証が陪審に提出されるのである。書証が事実を証明し得ない場合とは、通常、書証の作成過程に瑕疵がある、または書証の内容もしくは真偽に疑義が存すると主張される場合などであるが、多くの場合、捺印証書は、当該証書を作成する段階で証人 (witness) により署名されることとなっている。そして、これも前述したとおり、書証の内容などが争われる場合には、当該証人が陪審とともに当該書証の真偽などの判断にあたることであるのである。

① 証人による審理

一三世紀から一四世紀にかけて、証人による審理というと、寡婦産をめぐる訴訟などにおいて、夫の生死を決するためのものが代表的なものとされる。⁽¹⁾ たとえば、一三〇八年のイヤー・ブックにある氏名不詳の事件などがこれにあたる。この事件は、寡婦立入令状 (cui in vita) に基づくものであるが、原告であるアリスは、自己の夫の死亡の証拠として、四名の証人を出廷させ、当該証人は宣誓の上、互いに同意見を述べた。これに対し、被告は、夫の生存の証拠として、一二名の証人を出廷させ、宣誓の上で同意見を述べさせた。その結果、被告の証拠の方が、原告のそれよりも、よりよく、かつより重きがあるので、夫は生存しているものと判断されたというものである。⁽²⁾

このような審理方法は、夫の生死に関して、一八三四年まで利用されていたが、⁽³⁾ そこでは、単純に証人の数の多さが証拠の価値につながっており、雪冤宣誓 (compurgation) により近いといえ、審理方式として陪審との競合はあり得ても、陪審の発展への直接的影響があるとは、考えにくい。

② 書証に対する証人利用の展開

陪審との関係が問題となる証人の利用は、やはり、前述したような、書証に氏名の記された証人と陪審による、

当該書証の真偽などの判断である。この実務がいつから行われるようになったのかを、まずみたいと思う。

いわゆるグランヴィルによれば、そもそも書証をめぐる争いに関して、書証の有効性を証明する通常の手段は、決闘であつて、当該書証に記名されている証人が決闘の一方当事者となることになっていた。書証に何ら証人の氏名が記されていない場合には、当該書証の作成を見聞し、または知っている他の者が、決闘の当事者となった。決闘以外の方法としては、有効性が争われている書証と、同じ当事者の間で作成されたことが認められ、または証明されているその他の書証とを比較することであるが、これは、裁判所が決することとされていた。⁽⁴⁾ 決闘による証明が利用されなくなり、書証に氏名が記されている証人による事実の証明が利用されるようになったのは、ブラクトンの頃とされる。

確かに、すでに一二〇五年の王会記録に、書証上の証人と九名のその他の法にかなった者からなる陪審に関する記述⁽⁵⁾が見られるほか、一二六七年のヘンリー三世治世第五三年の制定法に、次のような規定が見られる。

すなわち、「免責特許状および特權特許状に関して、「特許状の」取得者は、アサイズ、陪審およびインクエストの候補者にあげられることはない。ただし、グランド・アサイズ、土地の境界確定における場合、不動産譲渡捺印・証書もしくは不動産譲渡に関わるその他の書証で、証人として氏名が記載されている場合、陪審査問の場合、またはその他の同様の場合のように、その者なしには裁判が実施し得ないために、宣誓が必要とされる場合には、その者は、宣誓しなければならない」⁽⁶⁾。

また、一二八五年のエドワード一世治世第一三年の制定法にも、書証上の証人の出廷が不可欠であることが、陪審資格とともに規定されている。⁽⁷⁾

③ 証人の役割

証人とはいっても、それが裁判で果たす役割は、陪審同様、現代のそれとは大きく異なっている。そこで次に、制定法によって出廷が不可欠とされる証人は、いかなる形で裁判に利用されたのかを、陪審との関係を中心にみることにする。

記録をみる限り、これらの証人が陪審とともに事実の確定にあたっていたことは、間違いないところである。

たとえば、一三一四年のイースタ開廷期の記録には、法廷に提出された権利放棄型捺印証書 (quitclaim) を、自己の手によるものでないとして否認した原告が、そのことに關しては、陪審と書証上の証人による判断に委ねるとしたのを受け、被告も同様に判断を委ねたとある。そして、「ともに事実の認定にあたるために」、陪審として二名の者および証人として六県の一五名が召喚すべき旨の命令が出されている。⁽⁹⁾ このほかにも、「ともに事実の認定にあたるために」、陪審と証人が召喚されるべきとの記述は、一四世紀初頭のイヤー・ブックに、よくみられるものである。⁽¹⁰⁾

④ 証人を利用し得る訴訟の種類

訴訟当事者の一方が、法廷に証人の氏名が記されている書証を提出し、当該書証の真偽が争われ、それを決することが判決に不可欠である場合には、常に証人が召喚されることになる。したがって、証人が利用される事件の大部分は民事事件、とりわけ土地保有にかかる事件であるが、それに限られない。⁽¹¹⁾

たとえば、一三〇四年のミクルマス開廷期の王座裁判所の記録には、やや特殊な例が記されている。これは、カントベリ大司教とグロスターの聖オズワルド (St. Oswald) 小修道院長との間の争いで、事実の概要は次の通りである。すなわち、聖オズワルド教会は、国王の祖先、すなわちイングランドの前国王の慈悲により創設された国王の自由な教会で、通常の裁判管轄権から除外されている。そして、小修道院の名において、ウィリアムが、エセックス (Essex) のサフロン・ウォールデン (Saffron Walden) におこつた、ラルフ・バイゴッド (Ralph Bigod)、

トールワースのピューター (Peter of Tolworth)、ロバート・ド・クライクトート (Robert de Criketot)、オングアのアダム (Adam of Ongar) およびその他の家臣の面前で、大司教のもとに国王の禁止令状を届けてきた。当該禁止令状によると、大司教は、前述した教会に対して、いかなる裁判管轄権を行使してもならず、また、当該教会の小修道院長および修道会会員に対して、破門の罰を科してはならないことになっていた。当該国王の禁止令状にも関わらず、大司教は、小修道院長らに破門の罰を科し、それを取り消さなかったので、小修道院長が訴えを起したものである。これに対して、大司教は、すべてを否認し、当該禁止令状は自己のもとに送られてきてはいないと主張した。記録によると、これに関して、エセックスの陪審および証人であるラルフとピューターが、ウェストミンスターに召喚され、彼らは、宣誓の上で、当該禁止令状が、原告の主張するように、大司教のもとに送付されたものでない旨を述べたということである。¹²⁾

同様の証人の利用は、教会での寡婦産分与の方法をめぐるものなされる。¹³⁾ この例としては、エドワード二世の治世第二年のロンドン対ティンテン (Tynten) がある。これは、ロンドンのリチャードとその妻であるジョアンが、教会において同意のもとに贈与されたものとして家屋の三分の一の用益を求めて、寡婦産権訴訟を提起したものである。原告は、当該贈与が、五人の証人の面前で、同意に基づいて行われたものであると主張し、当該証人による証明を申し出て、結局、それが認められている。¹⁴⁾

⑤ 証人の不在または不出廷

書証上の証人が何らかの理由で出廷できない場合の措置は、一三二八年の前と後とは異なる。一三二八年以前では、証人が出廷しない場合には、原則的に審理は延期された。

一三二〇年のヒラリイ開廷期における新侵奪不動産占有回復訴訟では、被告の示した権利放棄型捺印証書に対し

て、原告が自己のものではないと否定している。証書上に証人の氏名が存した場合、当該証人が召喚されるところであるが、記録によると、「証人がすべて、当該県に居住していなかったため」、審理は延期されている。ただ、この事件では、延期後の審理に被告が出席しなかったため、原告勝訴となっており、当該証書の有効性をどのように証明する予定であつたのかが定かでない。⁽¹⁵⁾このほか、一三一七年のヒラリイ開廷期の記録にも、証人のうちの一名が出廷しなかったことを受けて、当該一名を除いてのインクエストの実施が求められたが、認められなかった事例がみられる。⁽¹⁶⁾

一方、一三一三年のイヤー・ブックには、土地の保有権をめぐる争いにおいて、当該不動産を譲渡する旨の証書の正当性が争われたが、当該証書に記されている証人が全員死亡してしまつて召喚し得ないので、両当事者の合意に基づいて一二名の陪審が召喚されたとする記録も存する。⁽¹⁷⁾

これに対して、一三一八年のエドワード二世治世第一二年の制定法は、次のように規定する。すなわち、「以下のこともまた、合意されたものである。すなわち、証人の氏名が記載されている捺印証書、権利放棄捺印証書 (release)、債務消滅証書 (quittance) またはその他の書証が、国王の裁判所において否認された場合には、従前通り、当該証人を出廷させる手続が認められる。当該証人のうち、何人も多大な困難のために出廷しない場合、またはなにも「知識」を有していない、もしくは評決を下し得ないと答申する場合にあつても、当該証人の不在を理由として、インクエストの実施を延期してはならない。また、多大な困難の中、証人が「遅れて」出廷した場合で、何らかの理由でインクエストが未だ実施されていない場合には、インクエスト実施の日と指定された日と同じように、当該証人を受け入れなければならない。…また、国王の訴訟開始令状が実施されない特権領に居住する証人の不在を理由に、インクエストの実施が省略されてはならない」。⁽¹⁸⁾

これにより、証人の不出廷は、インクエストの実施を延期する理由とはならなくなった。そして、一三一八年のミクルマス開延期の記録には、土地保有に関する権利放棄型捺印証書をめぐり、次のような内容の記述が存する。そこでは、被告は、原告自身の捺印証書に反して、原告が当該保有不動産に関して何らかの主張をなし得るか否か、またはそれに関してアサイズが判断し得るか否かの判断を求めているのに対し、原告は、当該書証が自身のものではない旨、およびそのことを証明する準備がある旨を述べている。ここで、審理は延期され、審理の行われているサウサンプトンのあるハンブシャのシェリフに陪審を召喚すべきこと、および書証に記されていた一三名の証人が属する、計七つの県のシェリフ⁽¹⁹⁾に対して当該証人を出廷させるべきことが命じられている。この事件では、何回も陪審および証人の双方が全く出廷しないことがあり、結局、エドワード二世治世第一四年の聖マルティヌス祭(一月一日)になって、検分の結果、当該書証がグロスターシアのシステムで作成されたものと判断され、グロスターシアのシェリフに対して、陪審を召喚すべき旨の命令が発せられている⁽²²⁾。

これ以外にも、証人が出廷しなかったにもかかわらずインクエストが実施された例としては、後述する一三一九年の王座裁判所におけるトレスパス訴訟などがあげられる。

もちろん、エドワード二世治世第一二年の制定法は、証人による証明を否定したものではないから、これ以降も、当事者が書証の有効性などをめぐって、陪審および証人に判断を委ねる事例が少なからずみられる。

たとえば、一三一九年のイースタ開延期には、金銭貸借をめぐる事件で、権利放棄を内容とする書証の真偽が争われ、原告は、当該書証が自らのものでないことを主張し、その判断を陪審および書証上の証人に委ねている。記録によれば、これを受けて、グロスターシアのシェリフに対して、当該証人を出廷させること、および当該証人と別⁽²³⁾に一二名を召喚することが命じられている。また、一三二二年の財務府裁判所の記録には、被告が提出した債

務消滅証書を原告が否認し、当事者の双方が、当該書証の真偽の判断を陪審に委ね、裁判所が、陪審の召喚と同時に、書証上の証人を出庭させるよう他の県のシェリフに命じた旨の記述が存する。⁽²⁵⁾

⑥ 召喚される陪審員の人数

そもそも、なぜ証人と陪審の両者が協同で書証の審理にあたるかであるが、おそらく、証人単独では、事実を証明するには十分でないと判断されたためであろう。これは、単に数的な問題ではなく、質的な問題でもあると思われる。確かに、証人と陪審が判断を下した初期の事例をみると、五名の証人と一二名の陪審などといったように、⁽²⁶⁾証人の数が一二名を下回ることが圧倒的に多い。しかし、一二一九年のリンカンシアでの巡察記録にある事例のように、証人が一二名以上存する場合もある。当該記録は、不動産譲渡捺印証書の有効性をめぐる争いに関するものであるが、証書の有効性を主張する原告は、証書に記された証人と陪審による証明を求めている。記録によると、証書に氏名が記されている証人は一四名で、当該一四名に加えて、「事件の真相を最もよく知り得る、その他の八名の法になつた者」を召喚するように判断された⁽²⁷⁾とあり、陪審を八名とした理由は不明である。いずれにせよ、書証の証明には、当該書証上の証人だけではならず、陪審による確認が必要とされたものと思われる。それでは、どれほどの人数の陪審を証人に加える必要があると判断されたのであろうか。

本稿の「事実の提供者としての陪審」の項でも述べたように、一三世紀においては、証人に加えて召喚される陪審員の数は、多様で、無原則といつてよかつた。しかし、一四世紀にはいると、選出される陪審員の人数は、おおむね一二名に固定されたようである。⁽²⁸⁾ただし、それでも、後述する一三一九年の王座裁判所における事件の二四名の陪審のように、一二名以外の陪審が召喚される例がないわけではない。

いずれにせよ、初期の段階では、原則的として証人が利用し得るときには、証人が優先的に利用され、陪審の利

用は補完的なものであったと考えられる。ただし、実際には、十分な人数の証人が存在しても、証人が単独で判断を下す例は存しない。つまり、陪審、すなわち共同体による確認が不可欠だったのである。また、前項でみてきたことから判断すると、一三一八年の制定法を境に、書証の真偽や有効性をめぐる判断における重点が、証人から陪審に完全にシフトしたように思われる。すなわち、証人は単独で判断することなければ、その不在を理由としたインクテスト実施の延期もなくなったわけである。

⑦ 陪審の選出地域

証人とともに審理にあたる陪審が選出されるのは、当該訴訟が審理されている地域⁽²⁹⁾、または争点となっている書証の作成された地域である⁽³⁰⁾。また、陪審が複数の地域から選出された例は、今回参照した史料の中には、みいだせなかった。

一方、書証上の証人については、その居住地のシェリフに対して召喚が命じられるが、証人が複数存在し、居住地も複数に及ぶ場合には、そのすべての地域のシェリフに対して、証人を出廷させる旨の命令が出される。

たとえば、一三一五年のヒラリイ開延期における新侵奪不動産占有回復訴訟、セル対セル (Sale v. Sale) では、被告が権利放棄型捺印証書を提出して、アサイズが実施されるべきではないと主張したのに対して、原告は、当該証書を否認しているが、記録によれば、当該「権利放棄型捺印証書」には、一二の県の証人の氏名が記載されて⁽³¹⁾おり、すべての証人を出廷させるために、審理は国王の裁判所で行われるまで延期された。ただし、この事例では、最終的に、延期された日に被告が出廷しなかったため、被告不出廷が記録され、アサイズの実施が認められている⁽³²⁾。このほかにも、五県から九名の証人が召喚された例⁽³³⁾や、一一県から召喚された例⁽³⁴⁾なども存する。

証人については、可能な限り全員を出廷させるべきであり、陪審については、当該書証についてなんらかの知識

を有している者が選ばれるべきだったのであり、ここでもやはり、事実に関する知識を有していることが優先されるのである。

⑧ 証人と陪審の関係

最後に、一三一九年の王座裁判所における事件の記録を取り上げることとする。この記録は、証人の間で意見の一致が見られなかった事例で、特殊な例ではあるが、どのような手続をもって証人の証言の信憑性が確認されるのかを示すものであり、また、陪審と証人との関係について、より具体的な情報を提供するものとして、大変興味深いものである。事実の概要は次の通りである。

すなわち、原告、レイナムのリチャード (Richard of Rainham) は、一三一七年一月三日になされたトレスパスに関して、ハットンのヘンリー (Henry of Hatton) ら七人に対して訴訟を提起した。一三一九年八月二日に、陪審は、原告の主張を認める評決を下し、ミクルマス「九月二九日」の二週間後に判決が出されることとなった。しかし、被告らは、原告がトレスパスなどについて被告らを容赦し、いかなる訴訟も提起しないことを旨とする、一〇月一日付の捺印証書を提出した。当該証書は、五名の証人のもとで作成されたものであったが、原告は、当該証書が本人のものでないと主張し、そのことに関して、陪審と書証に氏名の記されている証人による証明を主張し、被告も同様の申し出を行ったので、シェリフは、当該証人のほかに、二四名の陪審を召喚するように命じられた。様々な理由により、審理は一三二〇年のトリニティ開廷期まで延期された。

当日、原告および被告らは、すべて出廷したが、五名の証人のうち、一名が出廷しなかった。しかし、前述した一三一八年のエドワード二世の制定法の規定により、インクエストが実施された。しかし、陪審は、個別にかつ自身により事実に関する証言を行った四名の証人を尋問したが、当該証書が原告リチャードのものであるか否かに関

しては、全体として証人の意見が一致せず、明確でないと、宣誓の上で述べている。さらに、陪審は、証人のうち三名は、少なくとも、被告のマナの保有者であるなど、なんらかの利害関係を有しているので、信頼性に欠け、真実を述べているか疑わしいとも述べている。しかし、実際には、当該三名は、当該証書がリチャードのものではないと述べているのである。

そこで、事実に関する真実を明らかにするために、当該四名の証人を裁判官の面前に出頭させ、裁判官が、当該証書の捺印、ならびに作成日時、場所および方法に関して尋問することとなった。裁判官の面前において、三名の証人は、当該証書が作成され、または捺印されたときには、その場に居合わせておらず、また、三名が一緒に被告の一人のマナにいき、そこで原告に会うまでは、当該証書をみたこともなく、それについて何か知っていることもなかったと証言した。さらに、彼らは、そのマナにおいて、原告が彼らに書証を示し、自己の捺印証書であると述べたと証言した。しかし、マナのどの部屋で原告がそれを示したのか、およびそのとき原告がどのような服装をしていたかを尋ねられると、一人目の証人は、当該証書が、領主邸宅のクイーンズ・チャムバーで、原告により四人の証人に対して示されたこと、および原告がジャーマン・チュニクと白い靴を着用していたことを述べ、二人目の証人は、当該証書を領主邸宅の玄関広間で見せられたと述べ、そして、三人目の証人は、当該証書が領主邸宅の厩舎で見せられたものであること、および原告が黒いクロークを身につけていたことを証言したのである。さらに、四人目の証人は、ほかの三名とマナにいったことはなく、当該三名から報告を受けたこと以外には、当該証書の作成について、または当該証書が原告の手によるものか否かについては、いっさい知らず、また、聞いていない旨を証言した。

結局、「…当該書証は、レイナムのリチャードにより作成されたものではないと認定され、ならびに：尋問におい

ては明らかに矛盾がみられ、かつ、証言しなければならぬことに關して意見が一致しない前述の三名の証人の尋問および証言に基づいては、何ら真実を知り得、または確認し得ないのであるから、前述の証人の証言は、考慮に入れず、また、価値のないものと見なすものとする」と判断された。⁽³⁵⁾

このほか、一二九八年の王座裁判所記録では、封讓渡証書の真偽が争われ、両当事者が判断を陪審に委ねているが、その陪審は、原告が重病で正気を失っている際に、当該証書が作成されたこと、および書証に氏名が記されている証人が、当該証書が作成されたときにはその場に居合わせなかったことなどを宣誓証言している。⁽³⁶⁾

このように、記録の中には、陪審が書証に記された証人自身を審査する例がいくつかみられる。これは、一見すると、現代的な陪審に近いものと考えられるが、前者は、むしろ裁判官の職権として、証人の審査が行われていること、また、後者についても、証人が書証の作成場所に居合わせなかったことを、陪審が自己の知識として知っているにすぎない可能性が高い点に留意する必要がある。

⑨ まとめ

書証上の証人と陪審との關係について、フォーサイスは、「…最初は、後者「証人」が、同じ機能、すなわち評決を下すことにおいて、彼ら「陪審」と協同すること、年を経るごとに、両者の分離が徐々に生じてきたということは、決してあり得ないことではない。いずれにしても、この分離は、エドワード三世治世には存在していた。」⁽³⁷⁾としている。

しかし、実際に、両者が分離されるのは一六世紀以降である。⁽³⁸⁾さらに、最終的に、書証に記された証人と陪審とが別のものと認識され、分離されたとしても、それが陪審の機能の転換に対してどの程度の影響を与えたのかという評価に関しては、見解の分かれるところである。たとえば、メイトランドは、証書上の証人が陪審とともに評決

を下す制度が、陪審の歴史に全く影響を与えなかったとはいえないとしながらも、当該制度がきわめて限られた紛争にのみ利用されていたことを考えると、それほど広範な影響はなかったのではないかとしている。⁽³⁹⁾

書証を中心に考えた場合、当該書証について一次的な「知識」を有しているのは、陪審でなく当該書証に記された証人である。また、当該証人とともに事実を証明する陪審が選出される地域などを考えると、形式的なものにすぎないかもしれないが、陪審が、当該書証について、何らかの知識を有していることが期待されている。しかし、陪審の有する知識は二次的なものであって、陪審にとつての書証は、前項で述べた「証拠」に近い性質のものである。このように、有する知識の程度に差があるであろう証人と陪審が同列に扱われている以上、陪審が証拠に基づき事実の判断者として考えられる余地は少ないものと思われる。確かに、一四世紀には、エドワード二世の制定法によって、書証に記された証人が出廷しない場合であっても、審理をすることが制定法上認められた。しかし、書証の内容を陪審のみで判断したとしても、前項で述べたように、書証が「証拠」として陪審に提示されることは、すでに行われていたことであつた。また、証人と陪審による証明が廃されたわけでもない⁽⁴⁰⁾ので、証人と陪審との関係の変化が、陪審の機能を転換させる大きな影響力を持ったとは考えにくい。むしろ、陪審の機能の変化に伴って両者の関係も変化していったと考える方が、妥当なのではないだろうか。しかし、エドワード二世の制定法は、事実の証明をめぐる手続が合理化され、当該手続において重要な役割を果たすものが、陪審に絞られていったことを示すものであるとはいえるであろう。

(4) コロナ陪審の発展

コロナ⁽⁴¹⁾ (coroner) も陪審と並んで、英米法に特徴的な制度である。その成立も、学説上の争いはあるものの、一

○六六年のノルマン・コンクエストから一一九四年の間であろうとされ、歴史の長さも陪審と同様である。

① コロナの機能とコロナ陪審

現在のイギリスにおいては、コロナは、自然死でない者の死因を確定することに主たる任務が限定されており、「検屍官」の訳語がふさわしい役職であるが、成立当初にあつては、その職務は、検屍に限られず、私的訴追(appeal)の受理、いわゆる共犯者証言(approver)の宣言⁽⁴²⁾の受理、シェリフに対して発行される緊急逮捕令状(exigent)記録の保持および法喪失宣告(outlawry)の記録の保持、聖域に逃れた犯罪者の自白および放棄の宣誓(adjuration)の受理、ならびに無主物の評価および保管など、地方における刑事事件に関わるさまざまな職務を遂行していた。⁽⁴³⁾陪審との関係では、コロナは、死因の確定にあつて陪審を召集し、インクwestを実施していた。⁽⁴⁴⁾そして、その陪審は、これまで述べてきた陪審とは若干性格の異なるところがみられる。その点を中心として、以下に一三世紀から一四世紀にかけてのコロナ陪審についてみてゆき、それが陪審の発展に何らかの影響を与えたのか、および与えたとしたらどのような影響なのかを検討することとする。

② コロナ陪審の構成

一三世紀および一四世紀に関しては、コロナ陪審の構成は、場所などによって異なり、必ずしも一定していないが、百戸邑から選出された一二名と、死体が発見され、または死の発生した村とその近隣の三つの村の合計四つの村の住民から選出された者からなるものが、もつとも一般的である。⁽⁴⁵⁾この形態の陪審は、一二一五年の神判禁止以降、一二一九年頃から利用されるようになった刑事審理陪審の原型とおなじものである。⁽⁴⁶⁾記録の文言だけをみれば、それ以外にも、単に一二名の陪審が召喚された旨しか記されていない例や、四つの近隣の村から選出されたことのみを記述している例⁽⁴⁸⁾などがみられる。また、まれな例ではあるが、三つの近隣の町から各四名ずつ、計一二名の陪

審が選出されたとする記録も存する⁽⁴⁹⁾。なお、陪審の選出地域が、死体が発見され、または死が発生した地域とその近隣に限定されることは、前の項で述べたように、この時期にあつては、その他の陪審でも一般的に行われていたこと⁽⁵⁰⁾で、陪審に対して期待されているのが、事件の真実に関する知識であることの現れである。この点については、コロナ陪審も変わらないようである。

さて、上述のように、コロナ陪審が召喚されるのは、原則として四つの村の住民からであるが、ときとして、五つの村から召喚されることもある⁽⁵¹⁾。さらに、六つまたは八つの村の住人が召喚された例もみられるが、その頻度はかなり低い。ただし、五つ以上の村から召喚する場合であっても、コロナ記録の記載上は、四つの村からの召喚とされていることが多い。これは、一つの村では十分な陪審が確保できない場合には、複数の村を一つの村として、そこから陪審を召喚せざるを得ないことが理由であると推測される。そのことを裏付ける記述が、一二六七年のベドフォードシア (Bedfordshire) 県裁判所で行われたインクエストの記録にみられる。当該記録には、陪審が選出された村として、イートン (Eaton)、ワイボストン (Wyboston)、コルムワース (Colmworth)、チョーストン (Chawston) およびコウルズデン (Coldsden) の五つの名が上がつているが、チョーストンとコウルズデンに関しては、「一つの村として (pro una vilata)」と記載されているのである⁽⁵³⁾。ただし、なぜ「四つの村」の記載にこだわっているのかについては、不明である。

一方、四つの村よりすくない例としては、三つの村から選出される場合が存する。そして、それらには、記録上も「三つの村 (iii. vilatas)」とされている場合⁽⁵⁴⁾と、数字は示されておらず、ただ三つの村の名前があげられている場合⁽⁵⁵⁾とがある。こちらの方も、その理由は記録からは明らかではない。また、二つ以下の村からの選出の例は、今回参照した史料に限れば、かなりまれな例といえる。ただし、一三八六年から一三九〇年のスタフォードシアのように、

収録されている四つの事件ごとに、選出される村の数が一から四までと、すべて異なる例もある。⁽⁵⁶⁾

次に、各村から何名が陪審として召喚されたかについてであるが、これに関しても決まった数はないようで、インクエストに必要と目される人数だけ召喚されたようである。⁽⁵⁷⁾ それでも、陪審の人数が記されている記録をみる限りでは、各村から一名の下級地方官 (justice) と四名の住人が召喚されるというのが一般的のようである。⁽⁵⁸⁾ なお、インクエストは、通常一名のコロナの面前で実施されるが、複数の場合もまれではない。⁽⁵⁹⁾

このように、その構成をみる限りでは、コロナ陪審にその他の陪審と際だって異なる点は存しないといえる。

③ コロナ陪審の責務

コロナ陪審の一義的な責務は、インクエストにおいて死因を確定することにある。インクエストの対象には、事件および事故によって死亡したとみられる者のほか、獄中で死亡した者も含まれる。⁽⁶⁰⁾

この点について、インクエストが実施された地域によって体裁が異なるが、コロナ記録は、おおむね次の二つの形のいずれかをとる。

第一の形は、まず、その地で生じた事件または事故の詳細が、日時とともに記述される。このとき、死因についても言及される。ついで、インクエストが行われたことが記され、陪審員が宣誓の上で、「上に述べられたこと」[事実] 以外はないとも知らない」と述べた旨の記載が続くものである。⁽⁶¹⁾

第二の形は、先にインクエストが実施された旨の記載があり、ついで、陪審員が宣誓の上で語ったものとして、死因を含む、事件または事故の詳細な記述がなされるものである。⁽⁶²⁾

しかし、コロナ陪審の責務は、死因の確定にとどまらない。なかでも重要なものは、死因が殺人である場合に、自己の知識に基づいて、その殺人を犯した者を指摘することである。この場合、コロナ陪審による犯人の指摘は、

告発として扱われる。

たとえば、一二七一年のベドフォードシアの記録には、インクェストにおいて、近隣の四つの村⁽⁶³⁾の住民が「サマセット (Somerset) のウォルター・スモッド (Walter Smod) がホックウォルド (Hockwold) のウォルターを殺害した」と宣誓の上で述べ、それに基づいてウォルターを逮捕すべき旨の命令が発せられたとの記載がみられる⁽⁶⁴⁾。また、一三二一年のノーサムプトンシアの記録には、インクェストにおいて、「ジョンがトーマスの頭頂部をケンテイツシュ・スタッフと呼ばれる棍棒で、殴りつけ、トーマスは、そのけがが原因で死亡した」と二名の者と四名の村民が、宣誓の上で証言したと記載されている⁽⁶⁵⁾。この点では、コロナ陪審と告発陪審は、全く同等に機能している。

さらに、告発された者の財産 (chattle) のほか、贖罪物 (deodand) などを評価することもコロナ陪審の責務である⁽⁶⁶⁾。告発された者が巡察において有罪と認定された場合には、当該財産は、国王のもとに没収される。そのため、「実際に、インクェストは、国王の歳入の豊かな源泉であり、陪審員は、しばしば、重罪を犯した者の逮捕および処罰よりも、その者の財産により関心を向けているように思われる」と評される⁽⁶⁷⁾のである。

コロナ陪審の責務の最後として、最も興味深い、事実を調査する責務について検討したい。この責務は、特に、告発と密接に関わるものであるが、例として、一三八〇年の王座裁判所の記録をあげたいと思う。

この記録は、ジェイナス・インペリアル (Janus Imperial) の死に対する告発に関するものである。ロンドンのシェリフおよびコロナは、死体の検分に基づき、ジョン・モア (John More) の従者ジョン・カークビー (John Kirkby) およびプリストンのリチャード (Richard of Preston) の従者ジョン・アルゴ (John Algor) を告発した。これに対して、国王は、開催中の王会における当該告発の審理を求め、当該告発を、それに関するすべてのものとともに

に、国王のもとに送ることを命じた。当該告発に、コロナ陪審の調査に関する記述が存するので、少し長くなるが、以下に、それをそのまま引用する。

「国王リチャード治世第三年の使徒聖バーソロミュー祭 (Feast of St. Bartholomew the Apostle) 後の土曜日「一三七九年八月二十七日」に、ジーノア (Genoa) のジェイナス・インペリアルが、ロンドン市ランボーン区 (Langbourne Ward) にある聖ニコラス・エイコン (Nicholas Acon) 教区およびレーンの住居において、殺害されて横たわっていた。それゆえ、ロンドン市のコロナであるニコラス・デイモク、ならびに同市のシェリフであるトマス・コンウォリス (Thomas Cornwallis) およびジョン・ボザム (John Bosham) は、当該事実を聞き及び、同日に同場所に赴き、ロンドン市の慣習に従い、ランボーン区およびその他三つの隣接した区、すなわち、ウォールブルック (Walbrook) 区、コーンヒル (Cornhill) 区およびキャンドルウィック (Candlewick) ・ストリート区から公正かつ法にかなった者を召喚した。彼らは、前述ジェイナス・インペリアル之死体を検分し、いかにしてかつかいかなる方法で死に至ったのかに関し、熱心に当該者の調査 (inquire) を行った。陪審員は、以下の一三名である…。彼らは、宣誓の上で、前述使徒聖バーソロミュー祭後の金曜日「八月二十六日」に、ジーノアのジェイナス・インペリアルが、ロンドン市ランボーン区にある聖ニコラス・エイコン教区およびレーンの住居において、夜間外出禁止令発効の直前に、不正かつ犯意を持って、ある犯罪者かつ国王の平和を乱す者によって殺害されたと述べる。しかし、同時に、陪審は、前述のように当該重罪行為は夜間に行われたので、当該犯罪者の氏名について、およびいかなる方法によって「殺害が」行われたのかについては、全く無知であると述べる。このインクェストが実施された時点で、陪審員が、前述の犯罪者の氏名、またはいかなる者もしくはいかなる者たちによって、いかにしてもしくはいかなる方法で当該殺人が行われたのかについて、判断をすることができなかったので、犯罪者の氏名について、ならびに、

前述の死に関するすべての事項および状況についての真実を、より十分に調査するために、前述インクェスト直後の月曜日「八月二十九日」まで、当該陪審員に日時が与えられる。

月曜日に、前述の陪審員が、前述のコロナおよびシェリフの面前に出頭した。かれらは、かつて彼らが述べたように、すべてを述べる。しかし、前述の死に関して、より多くのことを未だ判断することができず、より多くのことを述べることはできない。したがって、前述の死について、より十分な調査を行うために、当該陪審にさらに、すなわち、直後の使徒および福音伝道者聖マシュー祭 (Feast of St. Matthew the Apostle and Evangelist) 後の火曜日「九月二十七日」まで、日時が与えられた⁽⁶⁸⁾。

結局、火曜日に、陪審員は、ジョン・カークビーおよびジョン・アルゴアの二名を告発したが、このように、コロナ陪審の責務は、検屍を行い、かつ、犯罪による死の場合に、当該犯罪を起こしたと思われる者を告発することにとどまらないことが分かる。このような事実を調査する責務を負っていることを考えると、事件の真実を知らないことは、少なくとも告発に関するコロナ陪審に限っては、忌避の理由とはならないのではないかと思われる。事実を知り得るまで調査が命じられる点は、その他の陪審とは異なる、コロナ陪審に特徴的なことといえよう。⁽⁶⁹⁾

④ 刑事審理陪審との関係

前述したように、コロナ陪審の形態は、一二一五年の神判の実質的禁止以降に、「善悪 (de bono et malo)」の審問を行う陪審から発展した、刑事審理陪審の原型のそれと、ほぼ同じであった。このような形態をとる以上、第一に、一二名の陪審と四つの村の住人との関係はどのようなものか、そして第二に、告発を行う陪審と、有罪または無罪を決する陪審は、同じ陪審であるのかということが問題とならざるを得ない。コロナ陪審は、この問題に、解決の鍵を与えていると思われる。なぜならば、コロナ記録には、一二名の陪審と四つの村の住民が、しばしば別

個に評決を下している事例がみられるからである。⁽⁷⁰⁾ つまり、一二名の陪審と四つの村の住人は、別の組織として扱われていたと考えられるのである。⁽⁷¹⁾

また、メイトランドによると、ヘンリー三世の治世の間は、巡察において告発を行った一二名の陪審は、当該被告発人が有罪であるか、または無罪であるかも問われたとされる。そして、一二名の陪審が被告発人を有罪と判断した場合には、同じ問いが近隣の四つの村の住人に対してなされ、当該村の住人が一二名の陪審の見解に同意し、被告発人を有罪と判断した場合に、初めて刑が科せられたということである。そしてこれは、被告発人が第二の陪審、すなわち告発を行った陪審とは異なる陪審による審理を受ける権利を獲得する、エドワード一世の治世まで継続したとされる。⁽⁷²⁾

以上のようにみていくと、告発陪審以外の陪審による審理と、一二名の陪審の判断を四つの村の住人に確認させることの間には、何らかのつながりがあるようにも思える。仮につながりがあるとすれば、四つの村の住人による一二名の陪審の判断の確認こそ、告発陪審とは分離された刑事審理陪審の萌芽と考えられるのであるが、現在のところはまだ、残念ながら、史料的な裏付けが乏しい。とくに、告発に関して、十分な知識が得られるまで調査することが命じられる点と、矛盾なく考えることができるか、やや疑問である。いずれにせよ、この点については、項を改めて、再度検討することとしたい。

⑤ 陪審以外の証人

別の角度から、刑事審理陪審とコロナ陪審との関係を見ると、コロナが行うインクェストにおいて、陪審以外の者の証言が認められる場合が存するという点が注目される。⁽⁷³⁾ そして、当該証人から得られた事実も、後の巡察において利用されるべくコロナ記録に記載されることになっているのである。グロスによると、インクェストにおいて

採用された証拠は、一般的に村民を代表するものとえられ、特に、それが陪審と関連している場合には、巡察での最終的な審理においても重要視されるという。したがって、陪審員自身が有する知識に評決の基礎をおいている一三世紀から一四世紀にかけての審理陪審よりも、コロナ陪審は、証人により提出された証拠から真実を決する事実の判断者としての陪審により近い位置にあったとされる⁽⁷⁴⁾。

このように考えると、コロナ陪審は、審理陪審が、自己の知識に基づく事実の提供者から、法廷に提出された証拠に基づく事実の判断者へと変容を遂げるのに何らかの役割を果たしたとも考えられるのである。⁽⁷⁵⁾

⑥ まとめ

コロナがインクテスト実施のために召喚したコロナ陪審は、次の二点について、大変興味深い特徴を有している。第一に、県を代表する一二名の陪審と四つの村の住人とが別々に見解を述べるなど、別個の組織のように機能している点である。これは、告発陪審と刑事審理陪審の分離の時期を探るための、新たな視点を提供するものである。

第二に、同時期における審理陪審が、民事、刑事を問わず、陪審員自身が有する事件に関する知識に基づいて事実の提供をなしていたのに対して、コロナが実施するインクテストでは、陪審以外の者が証言することが認められている点である。このことは、上記の告発陪審と刑事審理陪審の分離と関連して、陪審が事実の提供者から事実の判断者へと変容する歴史的流れを解く重要な鍵となり得るものである。

しかし、コロナ陪審は、事実についての調査を自ら行わなければならない点において、法廷に提出された証拠に基づいて事実を判断する審理陪審とは大きく異なっている。その点で、コロナ陪審は、最も初期の陪審がそうであったように、司法的機能よりも行政的機能に重きが置かれていたともいえる。コロナ陪審が、この後も独自の発展を遂げたことを考えると、この時期におけるコロナ陪審の発展と審理陪審の機能転換とは、無関係ではないものの、

一方が原因で他方が結果であるといった関係ではなく、陪審発展の諸相の別の面をそれぞれ示すものといえるのではないだろうか。

- (1) 1 SIR WILLIAM HOLDSWORTH, A HISTORY OF ENGLISH LAW (1903) 302-303.
- (2) 17 SELDEN SOCIETY: F. W. MATTLAND ed., YEAR BOOKS 1 & 2 EDWARD II A. D. 1307-1309 (1903) 111.
- (3) HOLDSWORTH, *op. cit. supra* note 1, at 304.
- (4) WILLIAM FORSYTH, HISTORY OF TRIAL BY JURY (1994 Reprint) 124-5.
- (5) 4 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF RICHARD & JOHN 1205-06 (1971 Reprint) 274.
- (6) 53 HEN. III c. 14. 傍点は引用者。なお、制定法の英語訳に *tristretz* 1 STATUTE IN REALM 23.
- (7) 13 EDW. I STAT. WESTM. c. 38, *id.*, at 89-90. 規定の内容が、次の通りである。すなわち、「シェリフ、ハンドレツダ、および自治都市のヘイリフは、召喚の際に病床にある者、および年老いた者、慢性または急性の疾病に罹患している者、当該県に居住していない者がアサイズおよび陪審に組み入れられること、不合理に何回も陪審に召喚された者がアサイズおよび陪審に組み入れられること、および平和裡に免除させるためにその中の数人に金銭を強要すること、ならびにそのため、幾度となく、アサイズおよび陪審が貧しい者によって判断を下され、裕福な者が、賄賂によって自宅にとどまる結果となることを防止するために利用されるのであるから、今後は、一回のアサイズに二四人以上を召喚しないこと、六〇歳以上の年老いた者、一〇年以上病床にある者もしくは召喚の際に病床にある者、または当該県に居住していない者をベティ・アサイズの陪審に組み入れないこと、当該県に居住している者でも、年間二〇シリングの地代を支払い得ない者もアサイズまたは陪審に組み入れられないこと、県外からは、旅行が可能であるために、年間最低四〇シリングの地代を支払い得る者以外は、その出廷が不可欠である、捺印証書またはその他の書証に氏名が記載されている証人である場合を除いて、何人もアサイズおよび陪審に組み入れられないこと……を命ずる」。
- (8) 原語は、*ad recognizandum simul et bene*。
- (9) 39 SELDEN SOCIETY: WILLIAM CARDPOCK BOLLAND ed., YEAR BOOKS 7 EDWARD II A. D. 1313-1314 (1922) 134-136.
- (10) たこえだ 42 SELDEN SOCIETY: G. J. TURNER ed., YEAR BOOKS 4 EDWARD II A. D. 1311 (1925) 50 & 147 以下。
- (11) たこえだ 61 SELDEN SOCIETY: JOHN P. COLLAS & SIR WILLIAM HOLDSWORTH ed., YEAR BOOKS 11 EDWARD II A. D. 1317-1318

- (1942) 57-59, 81-83 & 137-138 など。
- (12) 58 SELDEN SOCIETY: 3 G. O. SAYLES, SELECT CASES IN THE COURT OF KING'S BENCH UNDER EDWARD I (1939) 138-144.
- (13) 2 SIR FREDERICK POLLOCK & FREDERICK WILLIAM MATTLAND, THE HISTORY OF ENGLISH LAW (1898 2nd ed), 628-629.
- (14) MATTLAND, *op. cit. supra* note 2, at 145-149. このほか、やや時代は下るが、エドワード四世治世第一〇年「すなわち一四七〇年のイヤー・ブックには、アルブラスタ対ベンディッシュ (Albaster v. Bendisch) という次のような事例が存する。すなわち、この訴訟では、義務の履行が問題とされているが、当該義務は書証に記されている一定の条件を満たしたときには、無効とされるものであった。その条件とは、一二月以内に遺書の内容を証明することである。つまり、被告であるトマス・ベンディッシュは、つぎのことを義務としてなさなければならぬ。まず、ジェイムズ・アルブラスタが一定の土地および保有不動産について被告に不動産権を認めるべき旨が、ジョン・ベンディッシュの遺志であると、被告が十分に証明することである。第二に、当該遺書の草案がジョン・ベンディッシュ自身によって署名され、ジェイムズ・アルブラスタに送付されることである。そして最後に、義務が生じてから一二月以内に、条件を満たすことである。ここで、当該条件を満たしたことは、どのように証明されるのかが問題となった。裁判所は、「遺書、承認書 (assent) および人の意思は、重罪事件と同じように審理されるものであるから」、陪審により決するものであるとした上で、上記の義務の履行を単に証明する場合と、特定の人の面前で証明する場合とは異なりとし、前者は陪審によって、また、後者は証人によって証明されるものであると判断した。47 SELDEN SOCIETY: N. NEILSON ed., YEAR BOOKS 10 EDWARD IV AND 49 HENRY VI A. D. 1470 (1930) 96-99.
- (15) 20 SELDEN SOCIETY: F. W. MATTLAND ed., YEAR BOOKS 3 EDWARD II A. D. 1309-1310 (1905) 45. 記録をみる限り、当初巡察において審理が行われていたものが、証人不在のため、国王の裁判所への審理へと順延されたものと判断される。
- (16) COLLAS & HOLDSWORTH, *op. cit. supra* note 11, at 223.
- (17) 36 SELDEN SOCIETY: WILLIAM CARDPOCK BOLLAND ed., YEAR BOOKS 6 & 7 EDWARD II A. D. 1313 (1918) 91-92.
- (18) 12 EDW. II c. 2, 1 STATUTE IN REALM 177. 傍点に引用者。
- (19) <ノルフォーク> (Herefordshire) に三名、スタッフフォード> (Staffordshire) に一名、シェロップ> (Shropshire) に二名、ウスター> (Worcestershire) に二名、グロスター> (Gloucestershire) に一名、サセックス (Somerset) に一名およびドーセット (Dorset) に二名。
- (20) 記録をみる限りでは、シェリフが召喚状を送っていないことが原因と思われる。

- (21) このときも、陪審および証人が出廷したとの記述はなく、当該検分が誰によつたのやうに行われたのかは、不明である。
- (22) 65 SELDEN SOCIETY: JOHN P. COLLAS & THEODORE F. T. PLUCKNETT ed., YEAR BOOKS 12 EDWARD II MICHAELMAS A. D. 1318 (1946) 5-6.
- (23) 70 SELDEN SOCIETY: JOHN P. COLLAS & THEODORE F. T. PLUCKNETT ed., YEAR BOOKS 12 EDWARD II HILARY AND PART OF EASTER A. D. 1319 (1951) 131-132.
- (24) ウスターシアのシェリフに対して「サイモン・ドッド (Simon Dod)」、ヘンリーおよびその他の証人を出廷させるよう命じている。ただし、証人が全部何人なのかは、記録では明らかでない。
- (25) 46 SELDEN SOCIETY: 2 HUBERT HALL, SELECT CASES CONCERNING THE LAW MERCHANT A. D. 1239-1633 (CENTRAL COURTS) (1929) 91. ただし、この事件は、商慣習法に関する事件である。
- (26) 74 SELDEN SOCIETY: 4 G. O. SAYLES, SELECT CASES IN THE COURT OF KING'S BENCH UNDER EDWARD II (1955) 81-83.
- (27) 19 SELDEN SOCIETY: F. W. MATTLAND ed., YEAR BOOKS 2 & 3 EDWARD II A. D. 1309-1310 (1904) 35-36.
- (28) この例は「きわめて多量だが、とりあえず」TURNER, *op. cit.* *supra* note 10, at 50 & 147 & COLLAS & HOLDSWORTH, *op. cit.* *supra* note 11, at 138 & 258 など。
- (29) 訴訟記録におもつて、特定の地域が示されず、ただ、「シェリフに対して陪審を召喚すべき旨の命令が下された」といった記述のみがなされている場合は、審理が行われている地域から陪審が選出されたものと考えられる。この例も数多いが、たとえば、TURNER, *op. cit.* *supra* note 10, at 147 & COLLAS & HOLDSWORTH, *op. cit.* *supra* note 11, at 138 など。
- (30) 前述した「一三二一年の財務府裁判所の記録にある事件では、裁判所は、シマロップシアのシェリフに対して、当該書証の作成されたと思われるシマロップシアのプリンスの陪審の召喚を命じている」HALL, *op. cit.* *supra* note 25, at 90-91.
- (31) SAYLES, *op. cit.* *supra* note 26, at 66.
- (32) 後の記録によれば、証人の人数も一二名となつてゐる。
- (33) COLLAS & HOLDSWORTH, *op. cit.* *supra* note 11, at 58-59.
- (34) COLLAS & PLUCKNETT, *op. cit.* *supra* note 22, at 4.
- (35) 41 SELDEN SOCIETY: WILLIAM CARDDOCK BOLLAND ed., YEAR BOOKS 8 EDWARD II A. D. 1314-1315 (1924) 5-6. このやうなケースが認められた場合には、再度、各県に審理が戻される。

- (36) 53 SELDEN SOCIETY: DORIS MARY STENTON ed, ROLLS OF THE JUSTICES IN EYRE BEING THE ROLLS OF PLEAS AND ASSIZE FOR LINCOLNSHIRE 1218-9 AND WORCESTERSHIRE 1221 (1934) 317.
- (37) FORSYTH, *op. cit.* *supra* note 4, at 128.
- (38) ホウルズワースによれば、陪審に書証上の証人が含まれることが忌避の理由になると理解されるには、クックを待たなければならぬとされる。HOLDSWORTH, *op. cit.* *supra* note 1, at 334.
- (39) POLLOCK & MANTLAND, *op. cit.* *supra* note 13, at 629.
- (40) 後には、コモン・ロー裁判所における証人の利用は、夫の生死の調査に限定された。57 SELDEN SOCIETY: 2 G. O. SAYLES, SELECT CASES IN THE COURT OF KINGS BENCH UNDER EDWARD I (1938) c.
- (41) 当初は、coronerには、現在では一般的となっている「検屍官」の訳語をあて、coroner juryに關しても、「検屍陪審」の訳語をあてるつもりでいた。しかし、中世のコロナの機能は、検屍のみではないので、「検屍官」とする訳は、適切でないと判断した。そこで、当初の予定を変更し、あえて日本語に訳さず、「コロナ」とカタカナ書きすることとした。また、coroner juryに關しても、「検屍陪審」と訳した場合に、コロナそのものよりは、実態との齟齬が少ないものの、やはりその機能は、検屍に限られないので、不適切であると考えられる。したがって、こちらは「コロナ陪審」と訳すことにしたい。
- (42) 罪を認め共犯者を有罪とする証拠を提出することによって、有罪となることを免れる制度。
- (43) コロナの起源および機能に關しては、拙論、中世イングランドにおけるコロナ、一橋論叢第二一八巻第一号(一九九七年)。
- (44) 現在においてもなお、陪審を召集することがある。
- (45) 9 SELDEN SOCIETY: CHARLES GROSS, SELECT CORONERS' ROLLS A. D. 1265-1413 (1895) xxx.
- (46) 拙論、イングランドにおける刑事審理陪審の成立、國學院法学第三〇巻第四号(一九九三年)四一―七三ページ。
- (47) たとえば、GROSS, *op. cit.* *supra* note 45, at 102など。
- (48) ベドフォードシアの記録は、ほとんどがこれにあたる。Id., at 1-38.
- (49) たとえば、一三九六年から一三九八年にかけてのグロスタシャーの記録が、これにあたる。Id., at 49-51.
- (50) 本稿のほか、拙論、中世イングランドにおける商慣習法と陪審、國學院法学第三四巻第二号(一九九六年)一―三三ページ。
- (51) たとえば、一二六八年のベドフォードシア県裁判所の記録、一三八九年のオクスフォードシア県裁判所の記録など。GROSS, *op. cit.* *supra* note 45, at 12 & 96.

- (52) 六つの村の例としては、一三九二年一〇月一五日のグロスターシアの県裁判所の記録が存する。*Id.*, at 26. として、八つの村の例としては、一二七〇年のベドフォードシアでの記録がある。ただし、この例はやや特殊で、真実が隠蔽された疑いのあるインクエストのやり直しであり、召喚された八つの村の住民のうち、宣誓し、具体的事実につき証言したのは二つの村のみで、後の六村は、宣誓の上で、「なにも知らない」と述べている。*Id.*, at 25.
- (53) *Id.*, at 9.
- (54) たとえば、一二七六年四月二〇日のベドフォードシア県裁判所における記録、および一三九九年二月二日のシュロップシア県裁判所における記録など。*Id.*, at 36 & 96.
- (55) たとえば、一三九六年二月六日のグロスターシア県裁判所における記録など。*Id.*, at 49-51. 『コ罗纳記録選集』には、一三九六年二月六日から一三九六年一月までにグロスターシアにおいて開廷された五件のインクエストの記録が収録されているが、そのいずれも四つの村から陪審が選出されてはいない。特に、一三九六年一月にメイズモア (Maisemore) で行われたインクエストの記録には、一つの村、すなわちメイズモアから選出された二名の陪審の氏名以外の記録はない。
- (56) *Id.*, at 99-102.
- (57) 陪審として召喚されているにもかかわらず出廷を拒否することは、その他の陪審同様、処罰の対象となる。*Id.*, at xxxi.
- (58) たとえば、ミドルセックスやノーサンプトンの記録などに、その例がみられる。*Id.*, at 52-56 & 81. このことは、選出される村の数が四つでなくとも、変化がないようにみえる。*Id.*, at 82-83.
- (59) *Id.*, at xxxi.
- (60) 獄中で死亡した者の死因に関するインクエストの例は、決して少なくない。たとえば、一三二三年三月二〇日にノーサンプトンシア城の獄中で死亡した者について、一二名の陪審が、飢え、寒さおよび窮乏のために死亡したと述べたとする記録などが存する。*Id.*, at 79-80.
- (61) この形の例としては、一二六五年から一二七六年のベドフォードシアの記録があげられる。*Id.*, at 1-38.
- (62) この形の例としては、一三九二年のグロスターシアの記録および一三八八年から一三九一年のオクスフォードシアの記録があげられる。*Id.*, at 47-49 & 93-96.
- (63) 実際には、五つの村名が記載されている。*Id.*, at 18.
- (64) *Ibid.*

- (65) *Id.*, at 76.
- (66) たとえば、一三九九年のオクスフォードシアの記録など。 *Id.*, at 96.
- (67) *Id.*, at xxiv.
- (68) 88 SELDEN SOCIETY: 7 G. O. SAYLES, SELECT CASES IN THE COURT OF KINGS BENCH UNDER RICHARD II, HENRY IV AND HENRY V (1971) 15-16.
- (69) コロナ陪審が、実際にどの程度、死体を検分したのかについては、記録をみるだけでは判断できない（しばしば記録中にみられる、*super visum corporis* という文言をどのように解釈するかによる）。死体に関する情報を得ていたことは間違いないであろうが、それが法廷に提出された「証拠」としてである理由はない。むしろ、そういった情報は、法廷外での調査で得るべきものであったのではないだろうか。しかし、仮に、法定内で死体を検分することがあったとしても、それは、妊娠の有無を審査する二名の既婚婦人からなる、いわゆる受胎審査陪審 (*jury of matrons*) が、法廷において、対象となる女性の腹部などを触って判断を下すことのアナロジーとして考えることができる。いずれにせよ、知識を得るための調査が前面に出るところは、当時の他の陪審、とりわけ民事審理陪審と異なるところであろう。なお、受胎審査陪審の例としては、一二四二年の王会記録にある相続をめぐる事件などがある。17 PUBLIC RECORD OFFICE, CURIA REGIS ROLLS OF THE REIGNS OF HENRY III (1972) 30.
- (70) たとえば、一三七六年のオクスフォードシアの記録など。一二名の陪審が見解を述べた後に、四名の住民が当該見解に同意している。GROSS, *op. cit. supra* note 45, at 93.
- (71) ただし、後の項で扱う告発陪審にも似た例がみられる。
- (72) 四つの村の住民は、それぞれ別個に見解を述べることも、また統一して見解を述べることもある。GROSS, *op. cit. supra* note 45, at xxxi.
- (73) POLLOCK & MATLAND, *op. cit. supra* note 13, at 647-649.
- (74) たとえば、一二六九年におけるペドフォードシアのコロナ記録では、夫を殺害され、自らも傷を負わされた妻が、生前にコロナの面前において、当該犯罪に荷担した者について述べたことが記録されている。GROSS, *op. cit. supra* note 45, at 14.
- (75) *Id.*, at xxxiv.